

# お 知 ら せ

送信日: 2024年3月29日

送信枚数: 枚 (送付状を含む)

送付先: 組 合 員 各 位

差出人: 前 川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

TEL:

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

## ■ 件 名 「燃料油価格激変緩和対策事業」の延長について

燃料油価格激変緩和対策事業（以下、補助事業）においては、2024年4月末を期限として補助事業を実施しておりますが、本で行われた齋藤経済産業大臣の記者会見において、事業期間を「一定期間」延長することを発表しました。

但し、具体的な事業期間や出口戦略等については、現在のところ示されておられません。

補助事業の制度内容（支給率など）については、現行制度から変更なく延長されることとなります。

現行の制度内容につきましては、別添資料をご参照ください。

全石商発23第 224 号  
2024年3月 29 日

都道府県石油組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会  
副会長・専務理事 加藤庸之

「燃料油価格激変緩和対策事業」の延長について

燃料油価格激変緩和対策事業(以下、補助事業)につきまして、2023年9月に制度変更が行われ、現行制度として 2024 年4月末までの期限で実施されておりますが、齋藤経済産業大臣は3月29日に記者会見に行い、補助事業の実施期間を一定期間延長することを発表しました。具体的な延長期間については、現在のところ示されておられません。

補助額の支給率や補助上限額など制度内容につきまして、現行制度から変更はございません。現行制度内容については別添資料をご参照ください。

全石連では引き続き政府に対して、①補助事業の継続もしくは終了に関する早期の情報提供と周知徹底、②補助事業が終了する場合には、ソフトランディングできる出口戦略の策定と円滑な市場価格への転嫁のための廉売防止を、要望して参ります。

以上  
(担当:業務グループ 高橋、中村、川浪、谷村)

# 燃料油価格激変緩和対策事業 新旧対照表

		新制度の延長(第8フェーズ) (2024年1月~4月末まで)	新制度の再延長(第9フェーズ) (2024年5月~一定期間)
補助上限額 (高補助率発動価格)		17円(185円)	左記に同じ
補助額	上限以下	1月1日(月)~4月30日(火) : 3/5支援	5月1日(水)~一定期間 : 左記に同じ
	上限超	1月1日(月)~4月30日(火) : 10/10支援	5月1日(水)~一定期間 : 左記に同じ
補助額 算出方法		<p>【算出に使用するデータ】 左記 ① ② ③ に変更無し。</p> <p>【計算式】 ①-168+②+③= <u>基礎補助額(仮称)</u></p> <p><u>A:基礎補助額が17円以下の場合</u> (1月4日~4月30日) <u>基礎補助額×60%=補助額</u> ※賃金動向も含めた経済情勢を踏まえつつ、出口を見据えられる状況になった場合には、翌月以降補助率を段階的に(原則月 10 分の 3 ずつ)縮小する。</p> <p><u>B:基礎補助額が17円超の場合</u> a: <u>17円超過額 = 超過分補助対象額</u> b: Aに基づき、17円以下補助額を算出 a+b=<u>補助額</u></p>	<p>【算出に使用するデータ】 左記 ① ② ③ に変更無し。</p> <p>【計算式】 左記より変更無し。</p> <p><u>A:基礎補助額が17円以下の場合</u> (5月1日~一定期間) 左記より変更無し。</p> <p><u>B:基礎補助額が17円超の場合</u> 左記より変更無し。</p>
<b>留意点</b>		※5月1日以降の事業期間、出口戦略に関する具体的な方針は示されていない。	